

# 学内放置自転車等の一斉撤去・処分について

**告知期間**：平成19年10月3日(水)～平成19年10月19日(金)

**実施方法**：

- ① 構内に駐輪の自転車等(原動機付自転車を含む。以下「自転車等」という。)の未登録車全てに、告知文掲載のラベルを取り付けます。
- ② 自転車等の利用者は、10月19日(金)までにラベルを破棄し、速やかに登録してください。
- ③ ラベルが付いている自転車等は、所有者が無いものとして処分の対象とします。

※ 御不明な点がございましたら、公共政策大学院係までお問い合わせください。